

1 災害実績条件付一般競争入札の改正について

1 趣旨

広島県土木建築局が発注する建設工事について、災害復旧工事等の実績を要件とした「災害実績条件付一般競争入札」を改正し、災害復旧工事等を施工した建設業者を適切に評価する。

2 内容

下請実績の評価

元請実績の評価に加え、広島県土木建築局が発注した災害復旧工事等^{※1}で、過去2年間^{※2}に、下請として工事を完成させ、元請業者（2次下請以降の場合は再下請契約を締結した上位の下請業者）に引き渡した実績を評価する。

なお、下請の実績について、下請の次数は問わないこととする。

※1 災害復旧工事等とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づくもの、災害関連緊急砂防事業、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業、特定緊急砂防事業、激甚災害対策特別緊急事業、河川等災害関連事業及び河川等災害復旧助成事業を対象とし、応急仮工事は対象外とする。

※2 令和3年度発注工事は、令和元年4月1日から公告日の前日までに完成し、引き渡した実績を評価する。

3 対象工事

土木建築局発注の請負対象設計金額1,000万円以上3,500万円未満の土木一式工事を対象とする。

4 一般競争入札の資格要件

災害復旧工事等の受注件数（災害査定毎）又は請負代金額に加え、下請金額について、次表の金額以上の実績を有する者が参加可能とする。

格付け	下請金額合計
C	請負対象設計金額の1/2以上 【地域外の下請実績は、実際の金額を1.5倍して算出】
D	

※ 格付Dは2,000万円未満の土木一式工事で応札可能。

※ 土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事又は解体工事として下請工事した実績を評価する。
（建設工事指名業者等選定要綱別表第2左欄に掲げる発注工事の種類が「一般土木工事」の場合に指名業者として選定される業種）

5 適用期間

令和3年10月1日以降に公告する工事から試行する。

（対象部局：土木建築局（営繕課を除く））

【参考】災害実績条件付一般競争入札について

※下線部は、令和3年10月改正箇所

1 格付別標準発注金額表（災害実績条件付）

請負対象設計金額	格付け	
2,000万円以上5,000万円未満	B	C
1,000万円以上2,000万円未満	C	D

2 入札参加資格要件

(1) 受注件数（元請実績に限る）

格付け	受注件数（災害査定毎）
B	3件以上
C	2件以上
D	1件以上

(2) 請負代金額（元請実績に限る）

格付け	請負代金額合計
B	1億円以上
C	
D	

(3) 下請金額（3,500万円未満の工事を対象とする）

格付け	下請金額合計
C	請負対象設計金額の 1/2以上 【地域外の下請実績は、実際の金額を1.5倍して算出】
D	

※ 入札に参加しようとする者は、(1)(2)(3)のいずれかを満たす者とする。

なお、(1)(2)については、県建設工事入札参加資格者名簿に記載の災害復旧工事等の受注件数（災害査定毎）及び請負代金額で確認し、(3)については、入札時に提出される書類（契約書の写し等）により確認する。

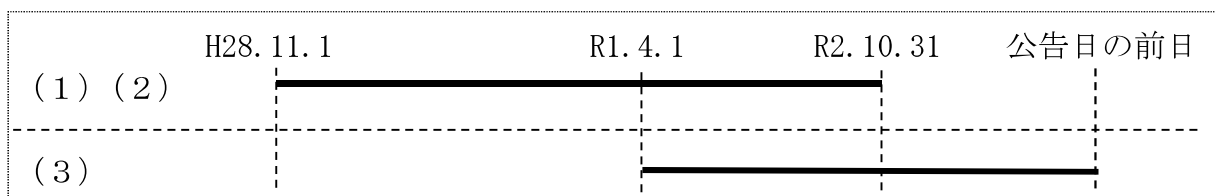
～災害実績を評価する期間の考え方～

(1) 受注件数 及び (2) 請負代金額

○過去4年間の実績（平成28年11月1日から令和2年10月31日まで）

(3) 下請件数

○過去2年間の実績（令和元年4月1日から公告日の前日まで）



2 地域維持型建設共同企業体の適用拡大について

1 趣旨

広島県土木建築局が発注する災害復旧工事の円滑な執行と地域における災害対応等の担い手確保を図るため、災害復旧工事について、地域の実情に応じ、単体企業への発注に加え、地域維持型建設共同企業体（地域維持型 J V）の入札参加を可能とする。

2 内容

（１）対象工事

広島県土木建築局が発注する請負対象設計金額が 5,000 万円以上 5 億円未満の工事難易度の高くない災害復旧工事等の内、不調・不落のおそれがあり、発注者が必要と認めた工事。

（２）対象業種

土木一式工事

（３）運営形態

共同施工方式（甲型）とする。

（４）入札方式

一般競争入札とし、単体企業と地域維持型 J V の混合入札とする。

3 要件（災害復旧工事等に限る）

請負対象設計金額		5,000 万円以上 1 億円未満		1 億円以上 2 億円未満		2 億円以上 5 億円未満	
対象		単体企業	地域維持型 J V	単体企業	地域維持型 J V	単体企業	地域維持型 J V
代表者	格付け	A 又は B	<u>A 又は B</u>	A	<u>A 又は B</u>	A	<u>A</u>
	営業所の 所在地	地域内に主 たる営業所 ※1	<u>県内に主た る営業所</u>	県内に主た る営業所	<u>県内に主た る営業所</u>	県内に主た る営業所 ※2	<u>県内に主た る営業所</u> ※2
	特定建設 業の許可	必要 ※3	<u>必要</u> ※3	必要	<u>必要</u>	必要	<u>必要</u>
	配置予定 技術者※4	専任	専任	専任	専任	専任	専任
その他 構成員	格付け	—	<u>B 又は C</u>	—	<u>B</u>		<u>A 又は B</u>
	営業所の 所在地	—	<u>県内に主た る営業所</u>	—	<u>県内に主た る営業所</u>		<u>県内に主た る営業所</u>
	特定建設 業の許可	—	<u>不要</u>	—	<u>不要</u>	—	<u>不要</u>
	配置予定 技術者	—	<u>専任不要</u>	—	<u>専任不要</u>		<u>専任不要</u>
その他の要件		（地域維持型 J V の場合） ①構成員の数は、2 者以上から 10 者未満とし、発注者が指定する数とする。 ②構成員はいずれも土木一式工事の入札参加を有する者とする。 ③出資比率は均等割の 10 分の 6 以上とする。 ④ <u>構成員のいずれかが地域内に主たる営業所を有することとする。</u>					

※1 不調・不落が予想される場合は、災害が少なく余力のある隣接する市町を含む。

※2 2 億円以上で、不調・不落が予想される場合は、県内に支店を有する A を含む。

※3 請負対象設計金額が 8,000 万円以下においては、下請け金額が 4,000 万以上となる場合。

※4 配置予定技術者の兼務制限については、災害復旧工事等の主任技術者等の緩和措置を摘要する。

4 災害復旧工事等

災害工事等とは，公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく工事，災害関連緊急砂防事業，災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業，特定緊急砂防事業，激甚災害対策特別緊急事業，河川等災害関連事業及び河川等災害復旧助成事業を対象とし，応急仮工事は対象外とする。

5 適用期間

令和３年１０月１日以降に公告する工事から試行する。

（対象部局：土木建築局（営繕課を除く））